解散公告（第三回）

当法人は、平成三十年四月三十日社員の欠亡により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成三十年五月三十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成三十年六月六日

福井県三方上中郡若狭町鳥浜第二五号七五番地
医療法人加藤医院
清算人　加藤　好夫

解散公告（第三回）

当土地改良区は、土地改良法第六十七条第二項の規定に基づき平成三十年五月七日付けで兵庫県知事の認可により解散したので、当土地改良区に対し債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成三十年五月三十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成三十年六月六日

兵庫県加古川市志方町山中二三一―二
清算法人山中土地改良区
清算人代表　黒田　俶崇

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道札幌市手稲区曙三条三丁目一番、最後の住所札幌市手稲区前田九条一九丁目七番一号　被相続人　亡　林　真礎人

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年六月六日

札幌市中央区大通西一〇丁目ＮＹビル三階
弁護士法人吉田康紀法律事務所
相続財産管理人　弁護士　齊藤　弘毅

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都品川区大崎三丁目三〇五番地、最後の住所福島県会津若松市以下不明
被相続人　亡　野川　仁

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年六月六日

福島県会津若松市追手町三番一六号一之丁ビル会津鶴城法律事務所
相続財産管理人　弁護士　田代　圭

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍滋賀県守山市赤野井町一七一番地、最後の住所茨城県つくば市東二丁目二一番地一七
被相続人　亡　諏訪　澪子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年六月六日

事務所茨城県つくば市梅園二―一―一梅園山之内ビル四〇一
相続財産管理人　弁護士　億田　論

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都台東区駒形二丁目一〇番地二、最後の住所東京都新宿区西早稲田三丁目八番一―四〇九号　被相続人　亡　北條　薫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年六月六日

東京都千代田区内幸町一丁目二番二号日比谷ダイビル六階潮見坂綜合法律事務所
相続財産管理人　弁護士　吉羽真一郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都墨田区亀沢一丁目三番、最後の住所東京都墨田区本所二丁目五番一―一二〇二号ライオンズシティ両国
被相続人　亡　関野　雅史

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年六月六日

事務所東京都荒川区西日暮里二丁目二五番一―八〇六号ステーションガーデンタワー
段野法律事務所
相続財産管理人　弁護士　段野　晋吾

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍新潟県新潟市西蒲区横戸六五番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　廣木キヨノ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年六月六日

新潟市中央区学校町通一―一二市役所前ビル七Ｆ　白山パーク法律事務所
相続財産管理人　弁護士　米山　一史

宅地建物取引業者営業保証金取りもどし公告

宅地建物取引業法第30条及び宅地建物取引業者営業保証金規則第７条の規定により次のとおり公告します。

下記の者に係る営業保証金につき宅地建物取引業法第27条第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内にその債権の額、債権発生の原因たる事実並びに住所氏名又は名称を記載した申出書２通を下記提出先に提出して下さい。前記の申出書の提出がないときは、下記の者に係る営業保証金は同人に返還されます。

平成30年６月６日

記

[掲載順序]

①商号又は名称　②免許証番号　③（代表者の）氏名　④事務所の所在地　⑤営業保証金の額　⑥申出書提出先　⑦掲載者住所、商号又は名称及び氏名

①ＭＫトラスト株式会社　②東京都知事(2)94666　③代表取締役　神原実樹　④東京都千代田区丸の内二丁目２番１号　⑤1000万円　⑥東京都知事　⑦東京都千代田区丸の内二丁目２番１号　ＭＫトラスト株式会社　代表取締役　神原未綺

①株式会社美晴　②東京都知事(1)32476　③代表取締役　伊東照男　④東京都大田区蒲田四丁目28番８号　⑤1000万円　⑥東京都知事　⑦東京都大田区蒲田四丁目28番８号　株式会社美晴　代表取締役　伊東照男

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福井県福井市江端町第四号六番地一、最後の住所福井県福井市江端町第四号六番地一
被相続人　亡　髙橋　清

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年六月六日

福井県福井市順化一丁目二四番四三号ストークビル福井一番館三階
相続財産管理人　弁護士　岩佐　裕美

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍広島市安佐北区白木町大字秋山二〇七一番地、最後の住所広島県東広島市西条町土与丸一一五九番地五　被相続人　亡　佐々木俊三

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年六月六日

広島県東広島市西条町寺家五七七〇番地一
アンビエンテⅢ二〇四号
相続財産管理人　司法書士　小田部勇樹